

甲 第 116 号 議 案

岡山市市税条例等の一部を改正する条例の制定について

岡山市市税条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年 6 月 12 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市市税条例等の一部を改正する条例

(岡山市市税条例の一部改正)

第1条 岡山市市税条例(昭和25年市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第10条の3中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第11条中「), 第32条の4, 第46条」の次に「, 第62条の5第1項」を加え、同条第2号及び第3号中「第76条第1項」を「第62条の5第1項の申告書, 第76条第1項」に改める。

第12条中「第29条の8第3項」を「第29条の8第5項」に、「第30条」を「第30条第1項及び第4項」に、「及び」を「並びに」に改める。

第15条第1項中「によつて」を「により」に改め、同条第3項中「この節」の次に「(第29条の8第10項から第12項までを除く。)」を加える。

第16条第1項中「によつて」を「により」に改め、同項第2号中「1, 250, 000円」を「1, 350, 000円」に改め、同条第3項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「得た金額」の次に「に100, 000円を加算した金額」を加える。

第23条第2項中「当該」を「同表の」に改める。

第24条の3中「扶養控除額を, 」の次に「前年の合計所得金額が25, 000, 000円以下である」を加える。

第24条の5中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が25, 000, 0

00円以下である所得割の納税義務者」に改め、同条第1号ア及び第2号ア中「においては」を「には」に改める。

第26条の2第1項中「の者」を「に掲げる者」に改め、同項ただし書中「によつて」を「により」に改め、「配偶者特別控除額」の次に「(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)」を加え、同条第3項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第4項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に、「第1項」を「同項」に改め、同条第5項から第7項までの規定中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改める。

第29条の7の3中「(以下この節)」を「(次条第1項)」に改める。

第29条の7の5第1項中「においては」を「には」に、「以下この節」を「次条第2項」に改め、同条第3項中「第29条の7の5第1項」との次に「(の特別徴収義務者とあるのは(同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。)の特別徴収義務者)」を加える。

第29条の8第1項中「による申告書」の次に「(第10項及び第11項において「納税申告書」という。)」を加え、同条第7項中「第30条第2項」を「第30条第4項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「第3項の場合」を「第5項の場合」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項中「第5項第1号」を「第7項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人」を「内国法人」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第26項」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の9第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

第29条の8に次の3項を加える。

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を經由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

第30条第1項及び第2項中「によつて」を「により」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 第29条の8第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第30条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第30条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読

み替えるものとする。

- 3 第29条の12第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第30条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第30条に次の2項を加える。

- 5 第29条の8第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第30条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第30条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

- 6 第29条の12第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第30条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第33条第3項中「家屋の附帯設備」の次に「（家屋のうち附帯設備に属する部分そ

の他施行規則第10条の2の12で定めるものを含む。)」を加え、「本項」を「この項」に改める。

第61条第1項及び第2項を次のように改める。

軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によつて、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によつて課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含めないものとする。

第61条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によつて軽自動車税」を「により種別割」に、「あるときは」を「ある場合には、第1項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「もの」を「軽自動車等」に改める。

第61条の2を第61条の3とし、第61条の次に次の1条を加える。

(軽自動車税のみならず課税)

第61条の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者(以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。)又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等(以下この項において「販売業者等」という。)が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行(道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。)以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合(当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。)には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第62条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条の次に次の6条を加える。

（環境性能割の課税標準）

第62条の2 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

（環境性能割の税率）

第62条の3 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

（環境性能割の徴収の方法）

第62条の4 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

（環境性能割の申告納付）

第62条の5 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

（環境性能割に係る不申告等に関する過料）

第62条の6 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事

項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかつた場合には、その者に対し、
100,000円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第62条の7 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第68条第1項各号に掲げる軽自動車等(3輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第63条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改める。

第64条(見出しを含む。)中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第65条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「第61条第2項」を「第61条の2第1項」に改める。

第66条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第61条第2項」を「第61条の2第1項」に改める。

第67条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「掲げる軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第2項及び第3項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第68条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「掲げる軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改

め、「ことができる」を削り、同項第1号中「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本項」を「この項」に改め、同条第3項及び第4項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第69条第2項中「第443条」を「第445条」に、「第61条の2」を「第61条の3」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第6項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第70条を第70条の2とし、第2章第4節中同条の前に次の1条を加える。

(製造たばこの区分)

第70条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

(1) 喫煙用の製造たばこ

ア 紙巻たばこ

イ 葉巻たばこ

ウ パイプたばこ

エ 刻みたばこ

オ 加熱式たばこ

(2) かみ用の製造たばこ

(3) かぎ用の製造たばこ

第71条の次に次の1条を加える。

(製造たばこことみなす場合)

第71条の2 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第3条第1項に規定する会社（以下この条において「会社」という。））、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しが行されたもの及び輸入されたものに限る。以下

この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

第72条第1項中「第70条第1項」を「第70条の2第1項」に改め、「消費等」の次に「(以下この条及び第76条において「売渡し等」という。)」を加え、同条第2項中「前項の製造たばこ」の次に「(加熱式たばこを除く。)」を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該右欄」を「同表の右欄」に改め、同項後段を削り、同項の表第1号ア中「パイプたばこ」を「葉巻たばこ」に改め、同号イ中「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に改め、同条第4項中「前項」を「前2項」に改め、「関し、」の次に「第4項の」を、「重量」の次に「又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量」を加え、同項を同条第6項とし、同項の前に次の1項を加える。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量(同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。)に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

第72条第3項中「前項」を「第2項」に改め、「の重量を」の次に「紙巻たばこの」を加え、「場合の」を「場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における」に、「第70条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に、「同欄に掲げる」を「第70条に掲げる」に、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこ(特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。)の重量の1グラムをもつて

紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和59年法律第72号）第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額

第72条に次の4項を加える。

7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本のコストに相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。

第73条中「5, 262円」を「5, 692円」に改める。

第74条第3項中「第70条」を「第70条の2」に改める。

第76条第1項中「第70条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に改める。

附則第2条の2第1項中「第29条の8第3項」を「第29条の8第5項」に改め、同条第2項中「第30条」を「第30条第1項及び第4項」に、「同条」を「これら」に改める。

附則第3条第1項中「第30条に」を「第30条第1項及び第4項に」に、「同項」を「前条第2項」に、「同条」を「これらの規定」に改める。

附則第3条の3第1項中「得た金額」の次に「に100, 000円を加算した金額」を加える。

附則第9条の2の2第1項中「3分の1」を「2分の1」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第2項第7号」を「附則第15条第2項第6号」に改め、同項を同条第3項とし、同条中第5項を第4項とし、第6項を第5項とし、同項の次に次の1項を加える。

6 法附則第15条第29項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第9条の2の2第7項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第29項第2号」に改め、同条中第16項を削り、第18項を第24項とし、第17項を第23項とし、第15項を第22項とし、第14項を第21項とし、同条第13項中「附則第15条第32項第2号ハ」を「附則第15条第32項第3号ハ」に改め、同項を同条第20項とし、同条第12項中「附則第15条第32項第2号ロ」を「附則第15条第32項第3号ロ」に改め、同項を同条第19項とし、同条第11項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第32項第3号イ」に改め、同項を同条第18項とし、

同条第10項を同条第12項とし、同項の次に次の5項を加える。

13 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。

14 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。

15 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。

16 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{3}{4}$ とする。

17 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{3}{4}$ とする。

附則第9条の2の2第9項を同条第11項とし、同条第8項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第30項第2号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第7項の次に次の2項を加える。

8 法附則第15条第29項第3号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。

9 法附則第15条第30項第1号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。

附則第9条の2の2に次の2項を加える。

25 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は、0（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画（生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）第38条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。）に定める業種に属する事業の用に供する法附則第15条第47項に規定する機械装置に適用する場合を含む。）とする。

26 法附則第15条の8第2項に規定する条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。

附則第9条の3第1項中「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第2項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第8項各号」に改め、同項第4号中「附則第12条第30項」を「附則第12条第21項」に改め、同項第6号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第22項」に改め、同条第3項中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条

第38項」を「附則第12条第29項」に改め、同条第5項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同条第6項中「附則第7条第12項各号」を「附則第7条第11項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改め、同条第7項中「附則第7条第14項」を「附則第7条第13項」に、「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め、同条に次の1項を加える。

8 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別
- (4) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
- (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第9条の4を次のように改める。

（改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第9条の4 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日

から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別
- (4) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
- (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第17条の2の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号イ	3,900円	4,600円
第2号ウ（ア）	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ウ（イ）	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第17条の2を附則第17条の2の6とし、附則第17条の次に次の5条を加え

る。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第17条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第17条の2の2 市長は、当分の間、第62条の7の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第17条の2の3 第62条の5の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第17条の2の4 市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第17条の2の5 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第62条の3の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第62条の3（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

附則第20条の2第3項中「第37条の7」を「第37条の6」に、「第37条の9の4又は第37条の9の5」を「第37条の8又は第37条の9」に改める。

第2条 岡山市市税条例の一部を次のように改正する。

第72条第3項中「0.8」を「0.6」に、「0.2」を「0.4」に改める。

附則第9条の2の2第23項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第24項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第25項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第46項」に改める。

第3条 岡山市市税条例の一部を次のように改正する。

第72条第3項中「0.6」を「0.4」に、「0.4を」を「0.6を」に改め、同項第3号中「附則第48条第1項第1号」を「附則第48条第1項第2号」に改める。

第73条中「5,692円」を「6,122円」に改める。

第4条 岡山市市税条例の一部を次のように改正する。

第72条第3項中「0.4を」を「0.2を」に、「0.6」を「0.8」に改め、同項第3号中「所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第2号に定める」を「たばこ税法（昭和59年法律第72号）第11条第1項に規定する」に改め、同号イ中「（昭和59年法律第72号）」を削る。

第73条中「6,122円」を「6,552円」に改める。

第5条 岡山市市税条例の一部を次のように改正する。

第71条の2中「及び次条第3項第1号」を削る。

第72条第3項中「第1号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した」を削り、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同条第4項中「又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合」を削り、同条第5項中「第3項第2号」を「第3項第1号」に改め、同条第7項中「第3項第3号」を「第3項第2号」に改め、同条第8項中「第3項第3号ア」を「第3項第2号ア」に改め、同条第9項を削り、同条第10項を同条第9項とする。

（岡山市市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第6条 岡山市市税条例の一部を改正する条例（平成27年市条例第44号）の一部を次のように改正する。

附則第11項中「新条例」を「岡山市市税条例」に改め、同項第3号中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改める。

附則第13項中「新条例第70条第1項」を「岡山市市税条例第70条の2第1項」に改める。

附則第16項の表第11条第3号の項中「第76条第1項」を「第62条の5第1項の申告書、第76条第1項」に改める。

附則第22項中「平成31年4月1日」を「平成31年10月1日」に、「1,262円」を「1,692円」に改める。

附則第23項の表附則第14項の項中「平成31年4月30日」を「平成31年10月31日」に改め、同表附則第15項の項中「平成31年9月30日」を「平成32年3月31日」に改める。

(岡山市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第7条 岡山市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年市条例第102号）の一部を次のように改正する。

附則第20項中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第63条及び新条例附則第17条の2」を「岡山市市税条例第63条及び附則第17条の2の6」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同項の表を次のように改める。

第63条第2号イ	3,900円	3,100円
第63条第2号ウ（ア）	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
第63条第2号ウ（イ）	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
附則第17条の2の6第1項	第63条	岡山市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年市条例第102号。以下この条例において「平成26年改正条例」という。）附則第20項の規定により読

		み替えて適用される第63条
附則第17条の2の6第1項の表第2号イの項	第2号イ	平成26年改正条例附則第20項の規定により読み替えて適用される第63条第2号イ
	3,900円	3,100円
附則第17条の2の6第1項の表第2号ウ(ア)の項	第2号ウ(ア)	平成26年改正条例附則第20項の規定により読み替えて適用される第63条第2号ウ(ア)
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
附則第17条の2の6第1項の表第2号ウ(イ)の項	第2号ウ(イ)	平成26年改正条例附則第20項の規定により読み替えて適用される第63条第2号ウ(イ)
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中岡山市市税条例第70条を第70条の2とし、第2章第4節中同条の前に1条を加える改正規定、同条例第71条の次に1条を加える改正規定並びに同条例第72条から第74条まで及び第76条の改正規定並びに第6条(第4号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第5条から第7条までの規定 平成30年10月1日

(2) 第1条中岡山市市税条例第16条第3項の改正規定(「控除対象配偶者」を「同一

生計配偶者」に改める部分に限る。)及び同条例第26条の2第1項の改正規定並びに同条例附則第20条の2第3項の改正規定並びに次条第1項の規定 平成31年1月1日

(3) 第2条(次号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第4条の規定 平成31年4月1日

(4) 第1条中岡山市市税条例第10条の3,第11条及び第61条の改正規定,同条例第61条の2を第61条の3とし,第61条の次に1条を加える改正規定,同条例第62条の改正規定,同条の次に6条を加える改正規定,同条例第63条から第69条までの改正規定,同条例附則第17条の2の改正規定,同条例附則第17条の2を附則第17条の2の6とし,附則第17条の次に5条を加える改正規定,第2条中岡山市市税条例第72条第3項の改正規定並びに第6条中岡山市市税条例の一部を改正する条例附則第16項の表第11条第3号の項の改正規定並びに第7条並びに附則第12条の規定 平成31年10月1日

(5) 第1条中岡山市市税条例第15条第1項及び第3項並びに第29条の8第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第4項の規定 平成32年4月1日

(6) 第3条並びに附則第8条及び第9条の規定 平成32年10月1日

(7) 第1条中岡山市市税条例第16条第1項第2号の改正規定,同条第3項の改正規定(第2号に掲げる改正規定を除く。)並びに同条例第24条の3及び第24条の5の改正規定並びに同条例附則第3条の3の改正規定並びに次条第2項の規定 平成33年1月1日

(8) 第4条並びに附則第10条及び第11条の規定 平成33年10月1日

(9) 第5条の規定 平成34年10月1日

(10) 第1条中岡山市市税条例附則第9条の2の2に2項を加える改正規定(同条第25項に係る部分に限る。) この条例の公布の日又は生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)の施行の日のいずれか遅い日
(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の岡山市市税条例の規定中個人の市民税に

関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 前条第7号に掲げる規定による改正後の岡山市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成32年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 第1条の規定による改正後の岡山市市税条例（次項及び次条第1項において「新条例」という。）第30条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は、この条例の施行の日以後に同条第1項又は第4項の申告書の提出期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

4 新条例第15条第1項及び第3項並びに第29条の8第10項から第12項までの規定は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号。次条において「改正法」という。）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この条において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第29項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定避難家屋（同項に規定する協定避難用部分に限る。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第30項に規定する管理協定に係る同項に規定する償却資産に対して課する固定資産

税については、なお従前の例による。

5 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に新築された旧法附則第15条の8第2項に規定する貸家住宅の敷地の用に供する土地のうち同項に規定する旧農地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第4条 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間（以下この条において「適用期間」という。）に改正法第2条の規定による改正前の地方税法附則第15条第43項に規定する中小事業者等（以下この条において「中小事業者等」という。）が取得（同項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。）をした同項に規定する機械装置等（以下この条において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同項に規定するリース取引（以下この条において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同項に規定する経営力向上設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第5条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

（手持品課税に係る市たばこ税）

第6条 平成30年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。附則第9条第1項及び第11条第1項において「売渡し等」という。）が行われた製造たばこ（岡山市市税条例の一部を改正する条例（平成27年市条例第44号）附則第10項に規定する紙巻たばこ3級品を除く。以下この項及び第5項において「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の岡山市市税条例（第4項及び第5項において

「30年新条例」という。)第70条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号。附則第9条第1項及び第11条第1項において「所得税法等改正法」という。)附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第24号)別記第2号様式による申告書を平成30年10月31日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、30年新条例第11条、第76条第4項及び第5項、第77条の2の2並びに第77条の3の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる30年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第11条	第76条第1項若しくは第2項,	岡山市市税条例等の一部を改正する条例(平成30年市条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。)附則第6条第3
------	-----------------	---

		項,
第11条第2号	第76条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第6条第2項
第11条第3号	第62条の5第1項の申告書, 第76条第1項若しくは第2項の申告書, 第112条第1項の申告書又は第127条の3第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第6条第3項の納期限
第76条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第25号)別記第2号様式
第76条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第6条第3項
第77条の2の2第1項	第76条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第6条第2項
	当該各項	同項
第77条の3第2項	第76条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第6条第3項

5 30年新条例第77条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還

に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置)

第7条 平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第11条第3号の項中「第62条の5第1項の申告書、第76条第1項」とあるのは、「第76条第1項」とする。

(市たばこ税に関する経過措置)

第8条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第9条 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。附則第11条第2項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を平成32年11月2日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の岡山市市税条例（以下この項及び次項において「32年新条例」という。）第11条、第76条第4項及び第5項、第77条の2の2並びに第77条の3の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第11条	第76条第1項若しくは第2項,	岡山市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年市条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第9条第3項,
第11条第2号	第76条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第9条第2項
第11条第3号	第62条の5第1項の申告書、第76条第1項若しくは第2項の申告書、第112条第1項の申告書又は第127条の3第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第9条第3項の納期限
第76条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2号様式
第76条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9条第3項
第77条の2の2第1項	第76条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9条第2項

	当該各項	同項
第77条の3第2項	第76条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9条第3項

5 32年新条例第77条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(市たばこ税に関する経過措置)

第10条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第8号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第11条 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の岡山市市税条例（以下この項及び次項において「33年新条例」という。）第11条、第76条第4項及び第5項、第77条の2の2並びに第77条の3の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第11条	第76条第1項若しくは第2項,	岡山市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年市条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第11条第3項,
第11条第2号	第76条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第11条第2項
第11条第3号	第62条の5第1項の申告書、第76条第1項若しくは第2項の申告書、第112条第1項の申告書又は第127条の3第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第11条第3項の納期限
第76条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年

		総務省令第25号) 別記第2号様式
第76条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第11条第3項
第77条の2の2第1項	第76条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第11条第2項
	当該各項	同項
第77条の3第2項	第76条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第11条第3項

5 33年新条例第77条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(軽自動車税に関する経過措置)

第12条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の岡山市市税条例（次項において「31年新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 31年新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第13条 この条例による改正後の岡山市市税条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成29年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法の一部改正等に伴い、たばこ税の税率等の改定、固定資産税に係る課税標準の特例措置、軽自動車税に係る環境性能割の導入その他所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 117 号 議 案

岡山市地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年 6 月 12 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例

岡山市地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例（平成28年市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改める。

第2条中「平成30年3月31日」を「平成32年3月31日」に、「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

地域再生法等の一部改正に伴い、地方活力向上地域における固定資産税の特例の適用を受けるための計画の認定期限を延長する等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 118 号 議 案

岡山市病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例の制定について

岡山市病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年 6 月 12 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

岡山市病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例（平成28年市条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「及び次項」を「から第5項まで」に改め、「（以下この項」の次に「及び次項」を加える。

附則中第5項を第7項とし、第4項を第6項とする。

附則第3項中「この項」の次に「及び次項」を加え、同項を附則第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 前項の規定の適用を受ける診療所の開設者が、平成30年6月30日までの間に、再び特定介護療養型医療施設であること又は特定診療所であることを市長に届け出た場合には、同項中「平成30年3月31日」とあるのは、「平成36年3月31日」とする。
附則第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定の適用を受ける病院の開設者が、平成30年6月30日までの間に、再び特定介護療養型医療施設であること又は特定病院であることを市長に届け出た場合には、同項中「平成30年3月31日」とあるのは、「平成36年3月31日」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の岡山市病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の規定は、平成30年4月1日から適用する。

提案理由

医療法施行規則の一部改正に伴い、病院及び診療所の人員配置の基準に係る経過措置を延長するため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 119 号 議 案

岡山市旅館業法施行条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市旅館業法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年 6 月 12 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

岡山市旅館業法施行条例（平成12年市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第1条第1項第11号」を「第1条第1項第8号」に、「ホテル営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、同項第1号を削り、同項第2号中「という。）は」を「という。）を設ける場合は」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号を削り、同項第4号中「各階に設け」を削り、「昆虫」の次に「その他の人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物（以下「ねずみ等」という。）」を加え、同号を同項第2号とし、同項中第5号を第3号とし、同条第2項を削り、同条第3項中「第1条第3項第7号」を「第1条第2項第7号」に改め、同項第1号を削り、同項第2号中「第1項第2号」を「前項第1号」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号を削り、同項第4号中「ねずみ、昆虫」を「ねずみ等」に改め、同号を同項第2号とし、同項を同条第2項とし、同条第4項中「第1条第4項第5号」を「第1条第3項第5号」に改め、同項第1号から第3号までを削り、同項第4号中「第1項第2号」を「第1項第1号」に改め、同号を同項第1号とし、同項第5号中「ねずみ、昆虫」を「ねずみ等」に改め、同号を同項第2号とし、同項を同条第3項とする。

第6条第2号を次のように改める。

- (2) 採光及び照明 施設内の安全上及び衛生上必要な照度を確保するよう、定期的に採光及び照明の設備の保守点検及び清掃を行うこと。

第6条第3号イ中「ねずみ、はえその他の人の健康を損なう事態を生じさせるおそれの

ある動物」を「ねずみ等」に改め、同号エ中「随時日光にさらす等適当な方法により湿気を除く」を「適切に洗濯、管理等を行う」に改め、同条中第5号を削り、第6号を第5号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

旅館業法の一部改正に伴い、旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準を定める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 120 号 議 案

岡山市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年 6 月 12 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市介護保険条例の一部を改正する条例

岡山市介護保険条例（平成12年市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第6号ア中「第38条第4項」を「第22条の2第2項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年8月1日から施行する。

提案理由

介護保険法施行令の一部改正に伴い、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 121 号 議 案

岡山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例の制定について

岡山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例を次のように制定するものとする。

平成30年 6 月 12 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

岡山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年
市条例第118号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第4号を次のように改める。

(4) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者
第10条第3項に次の1号を加える。

(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたも
の

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）の一部改正に伴い、放課後児童支援員の資格要件を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。